一　当該既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合　当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、当該新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。

二　当該既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合　当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域のほか、当該新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。

3　第六条の三第六項の規定により個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、当該個人既存低額特定取引契約者に対し、法第十条の五第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。この場合において、当該報告金融機関等は、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、第六条の三第一項から第四項までの規定に準じて当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一　第一項第三号に掲げる場合

二　その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す第六条の三第二十二項第五号に規定する住所等所在地国情報（第六項及び第十一項において「住所等所在地国情報」という。）、同号イに掲げるもののうち総務省令、財務省令で定める情報に限る。）を取得した場合

4　報告金融機関等は、個人既存低額特定取引契約者につき、平成三十年十二月三十一日までに第六条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、その保存している記録に追加される住所等所在地国と認められる国又は地域を示す法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十二項第五号イに掲げるものに限る。以下この項において同じ。）を取得したときは、当該情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

5　第六条の三第三項から第五項までの規定は、報告金融機関等が、個人既存低額特定取引契約者につき、平成三十年十二月三十一日までに同条第二項の規定による当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、その保存している記録に追加される住所等所在地国と認められる国又は地域を示す法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十二項第五号ロに掲げるものに限る。）のみを取得したときについて準用する。

6　第六条の三第八項の規定又はこの項若しくは次項の規定により個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在地国情報又は法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十二項第五号イに掲げるものに限る。以下この項において「既存住所等所在地国情報」という。）に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国若しくは地域と異なることを示す法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（同号イに掲げるものに限る。以下この項において「新規住所等所在地国情報」という。）を取得した場合又は当該報告金融機関等に係る特定業務担当者が新規住所等所在地国情報を取得した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一　当該個人既存高額特定取引契約者に係る既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合　当該特定をした当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、当該個人既存高額特定取引契約者に係る新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。

二　当該個人既存高額特定取引契約者に係る既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合　当該特定をした当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域のほか、当該個人既存高額特定取引契約者に係る新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。

7　報告金融機関等は、個人既存高額特定取引契約者につき、第六条の三第二十一項第一号に定める日までに同条第八項の規定による当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、その保存している記録に追加される住所等所在地国と認められる国若しくは地域を示す法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十二項第五号イに掲げるものに限る。以下この項において「住所等所在地国情報」という。）を取得したとき、又は当該報告金融機関等に係る特定業務担当者が住所等所在地国情報を取得したときは、当該住所等所在地国情報に基づき当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

8　第六条の三第九項の規定は、報告金融機関等が、個人既存高額特定取引契約者につき、同条第二十一項第一号に定める日までに同条第八項の規定による当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、その保存している記録に追加される住所等所在地国と認められる国若しくは地域を示す法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十二項第五号ロに掲げるものに限る。以下この項において「住所等所在地国情報」という。）のみを取得したとき、又は当該報告金融機関等に係る特定業務担当者が住所等所在地国情報のみを取得したときについて準用する。

9　第六条の三第十項の規定又はこの項後段若しくは次項後段の規定によりその保存している記録にある法人既存特定取引契約者等に係る本店所在地国情報又は法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、当該情報に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す同項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（以下この項において「新規本店所在地国情報」という。）を取得した場合には、当該法人既存特定取引契約者等に対し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。この場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該報告金融機関等は、当該特定をした当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国として認められる国又は地域のほか、当該新規本店所在地国情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国として認められる国又は地域を特定しなければならない。

10　報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者等につき、平成三十年十二月三十一日までに第六条の三第十項の規定による当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、その保存している記録に追加される住所等所在地国と認められる国又は地域を示す法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（以下この項において「本店所在地国情報」という。）を取得したときは、当該法人既存特定取引契約者等に対し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。この場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該本店所在地国情報に基づき当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。